

**令和5年度「くらしふとカンファレンス（仮）」企画運営業務
公募型プロポーザル方式実施公告**

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年10月6日

環境部環境政策課長

1 業務の概要

(1) 業務名 令和5年度「くらしふとカンファレンス（仮）」企画運営業務

(2) 業務の目的と概要

ゼロカーボンに取り組む県内外の実践者が集う対話と共創の場として「くらしふとカンファレンス（仮）」の企画及び運営を行う。

(3) 業務の内容

ア カンファレンス内容の企画

イ 広報戦略・発信

ウ カンファレンスの運営

エ 運営及び参加者のゼロカーボンシフト

オ アンケートの実施及び報告書等の作成・開催後の情報発信

(4) 仕様等

別添「令和5年度「くらしふとカンファレンス（仮）」企画運営業務委託仕様書（案）」のとおり。（仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、打合せにより変更する場合がありますのでご了承ください。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア 企画コンセプト

イ キーノートセッション及び分科会の企画

ウ 交流会の企画

エ 広報戦略・発信

オ 運営及び参加者のゼロカーボンシフト

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和6年3月22日まで

(8) 費用の上限額

7,693,400円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とし、これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加する

ことができない者でないこと。

- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 競争入札参加資格告示に基づく入札参加資格AまたはB等級を有すること。
- (7) 県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (8) 過去5年以内に、同種又は類似の業務(イベント等の運營業務)の実績を有すること。

3 参加申込書の作成及び提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書(様式第3号)
- イ 参加要件具備説明書類総括書(様式第3号の附表1)
- ウ 誓約書(様式第3号の附表2)

(2) 担当課・問合せ先

〒380-8570 (住所不要)	
長野県長野市大字南長野字幅下 692-2	
長野県環境部環境政策課企画経理係(県庁6階)	
担当	藤原 智子
電話	026-235-7169 (直通)
ファックス	026-235-7491
メール	kurashifuto@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ア 提出期限 令和5年10月18日(水)17時まで(必着)

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日*を除く日の9時から17時までとします。)

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

- イ 提出先 上記3(2)に同じ。

- ウ 提出方法 持参又は郵送とします。

(郵送の場合は、提出期限までに環境政策課に到達したものに限り、また、郵送の場合は、必ず、電話で上記3(2)の担当者に到達確認をしてください。)

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書、資格要件具備説明書類総括書及び誓約書に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

- ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を令和5年11月6日(月)までに、書面により環境政策課長から通知します。

- イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休

日は除く。)以内に、書面(様式自由)により環境政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 上記3(2)に同じ

(イ) 受付時間 上記イの期間中、9時から17時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会の開催

次のとおり説明会を開催します。

(1) 開催日時 令和5年10月24日(火)15時30分から(1時間程度)

(2) 開催方法 オンライン

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期限、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 上記3(2)に同じ。

(2) 受付期限 令和5年11月2日(木)17時(必着)

(3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。

(質問を提出した場合は、必ず、電話で上記3(2)の担当者に到達確認をしてください。)

(4) 回答方法 質問者に対して電子メールにより回答するほか、環境政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年11月6日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成

企画提案書は、イメージ図等を用いるなど極力分かりやすい表現で記載し、別に定める仕様書(案)の内容を踏まえた上で、次の項目順にしたがって記載してください。

なお、当該業務の一部を再委託する場合は、その内容を企画書等に記載してください。

提案書類	様式
(1) 表紙(企画提案書)	様式第8号
(2) 企画書	様式第8号の附表
ア 企画コンセプト	
イ キーノートセッション及び分科会	
ウ 交流会	
エ 広報戦略・発信	
オ 運営及び参加者のゼロカーボンシフト	
カ 業務の経験	
キ 業務の実施体制及びスケジュール	
ク 費用対効果	
(3) 経費見積書	
(4) 会社概要	A4判任意(会社パンフレット等の提出で代替可能)

7 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和5年11月10日(金)14時(必着)

(持参の場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の9時から17時までとします。なお、令和5年11月10日(金)は14時までとします。)

企画提案書を期限までに提出しない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(2) 提出先 上記3(2)に同じ。

(3) 提出部数 6部(正本1部、副本5部)

(4) 提出方法 持参又は郵送とします。

(郵送の場合は、提出期限までに環境政策課に到達したものに限りです。また、郵送の場合は、必ず、電話で上記3(2)の担当者に到達確認をしてください。)

(5) 企画提案の審査基準

企画提案は、「令和5年度「くらしふとカンファレンス(仮)」企画運營業務プロポーザル審査基準」(以下、「審査基準」という。)に基づいて審査されます。

(6) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の選定に当たっては、「くらしふとカンファレンス(仮)」企画運營業務プロポーザル審査委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行います。

なお、プレゼンテーションを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

イ 委員により、審査基準の項目ごとにA～Eの5段階により評価します。

A:非常に優れている B:優れている C:標準 D:やや劣る E:劣る

評価点は各審査項目に対する配点に計数(1.0(A)、0.8(B)、0.6(C)、0.4(D)、0.2(E))を乗じて合算したものとします。(1提案者当たり100点満点)

ウ 各委員は、評価点が高い者から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各審査委員の判断により順位付けを行います。

エ 各委員が行った順位付けに対し、1位は4点、2位は2点、3位は1点の順位点を付け、各委員の順位点を総計して、最も得点の高い者を委託候補者として選定します。

なお、順位点の総計が最も高い者が複数いた場合には、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定します。ただし、全委員の評価点の平均が60点に満たない者は、順位点の如何に関わらず、委託候補者として選定しません。

オ プレゼンテーションの開催について

(ア) 開催日時 令和5年11月14日(火)(予定)

(時間及び場所は参加者へ個別に連絡します。)

(イ) 所要時間 プレゼンテーション約20分間、審査委員による質疑約10分

(ウ) 注意事項 提出した企画提案書を、パワーポイントを用いてプレゼンテーションする場合には、プロジェクター及びスクリーンを当方で準備しますので、パソコン等をお持ちください。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により環境政策課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により環境政策課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、環境政策課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

ア 上記(7)イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により環境政策課長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 上記3(2)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、9時から17時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(9) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 委託契約書案

別添「委託契約書(案)」のとおり

9 見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書を環境政策課長に対して提出するものとします。

(2) 見積書が、上記(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、環境政策課において閲覧に供します。

11 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

- (2) 関連情報を入手するための窓口
上記3(2)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。